

# 特定非営利活動法人秋田県高齢者体操研究会定款

## 第1章 総則

(名称)

### 第1条

この法人は、特定非営利活動法人秋田県高齢者体操研究会という。

(事務所)

### 第2条

この法人は、主たる事務所を秋田県仙北市角館町小勝田下川原1番地37有限会社シバタ事務所に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

### 第3条

この法人は、高齢者に対して、高齢者の特性を身体的・精神的・社会的側面から総合的に検討し、高齢者の健康と体力づくりの研究開発と普及に関する事業を行い、全ての高齢者の健康回復・維持・増進及び、自立支援・促進を図り、高齢者が社会の一員としてその役割を担い生きがいの持てる明るく元気で活気ある高齢社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

### 第4条

この法人は前条の目的を達成するため、次に掲げる特定の非営利活動を行う。

- (1) 保険・医療・福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術文化・芸術・スポーツの振興を図る活動

(事業)

### 第5条

この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

高齢者向けのモデル体操の理論・実践方法・効果の研究・開発・普及。

上記事業を実践し得る組織づくりと指導者の養成及び研究。

高齢者の健康と体力づくりに関する調査・情報資料の作成及び情報の提供とネットワークづくり。

元気高齢者や要介護状態の高齢者の特性に配慮した体操等を通し、けんこうの回復・維持・増進及び自立支援・促進を図り、高齢者が生きがいを持ち元気で明るく暮らしていける地域社会づくりを行う。

高齢者の健康と体力づくりに関連する物品及び出版物の販売。

その他、目的達成に必要な事業

## 第3章 会員

(種別)

### 第6条

この法人の会員は、次の一種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(入会)

### 第7条

会員の入会については、特に条例を定めない。